

健発0801第1号  
保発0801第8号  
平成25年8月1日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

特定保健指導における情報通信技術を活用した面接による指導  
の実施について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条に規定する特定保健指導においては、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第7条第1項第1号及び第8条第1項第1号において、面接による指導の下に行動計画を策定することとされているところである。

今般、特定保健指導において情報通信技術を活用して面接による指導を行うことについて、下記のとおりとするので、御了知の上、貴管下関係団体又は市町村への周知を図られるようお願いする。

記

1 特定保健指導における情報通信技術を活用した初回面接の位置づけ

特定保健指導における初回面接（実施基準第7条第1項第1号及び第8条第1項第1号に規定する面接をいう。以下同じ。）は、特定保健指導対象者を生活習慣改善に向けた行動に向かわせるための重要な機会であり、直接会って対面で行うことが原則である。

しかしながら、特定保健指導対象者の利便と保険者による事業実施方法の多様化を図る観点から、情報通信技術を活用した初回面接を行うことを可能とするとともに、国において情報通信技術を活用した初回面接の効果の更なる検証を進めるため、実施計画及び結果の報告を求めるものとする。

## 2 情報通信技術を活用した初回面接の対象となる支援の内容

初回面接の支援形態は、実施基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第9号。以下「実施方法告示」という。）第1の2（3）キ（同告示第2の2（8）において留意するとされる場合を含む。）において、個別支援又はグループ支援とされているが、情報通信技術を活用した初回面接は、個別支援の場合のみについて可能とすることとする。

## 3 情報通信技術を活用した初回面接の報告

保険者は、情報通信技術を活用した初回面接を行うときは、次の（1）及び（2）を満たすこととする。

- （1） 年度ごとに、別添様式1により、情報通信技術を活用した初回面接の利用者の見込み数及び使用するシステムの仕様等について記載した実施計画書を厚生労働省あてにあらかじめ提出すること。
- （2） 終了後、別添様式2により、当該保険者における特定保健指導利用者に係る情報を記載した実績報告書を、厚生労働省あてに提出すること。

## 4 情報通信技術を活用した初回面接の実施に当たっての留意事項

- （1） 実施方法告示第1の2（3）キにおいて、個別支援は一人当たり20分以上行うこととされているが、情報通信技術を活用した初回面接は、意思疎通に一定の時間を要すること等を勘案し、30分以上行うこと。
- （2） 特定保健指導における初回面接以外の支援を情報通信技術を活用して行うときは、現行通り電話支援として取り扱うこと。
- （3） 特定保健指導対象者が、情報通信技術を活用した初回面接の進め方及び制約並びに実績報告書を厚生労働省あてに提出することについて十分に理解した上で、情報通信技術を活用した初回面接の利用を希望していることを確認すること。
- （4） 厚生労働省が行う、情報通信技術を活用した初回面接の効果の更なる検証のための作業に協力すること。